

平成26年9月定例会

文教厚生委員会説明資料  
(その2)

保 健 福 祉 部

# 目 次

I 提出予定案件	-----	1
1 一般会計予算	-----	1
(1) 歳入歳出予算	-----	1
ア 総括表	-----	1
イ 課別主要事項説明	-----	2
男女参画・人権課	-----	2
医療政策課	-----	3
健康増進課	-----	4
薬務課	-----	5
長寿福祉局		
長寿保険課	-----	6
2 その他の議案等		
(1) 条例案	-----	7
(2) 地方独立行政法人法に基づく業務実績評価結果について	-----	9

I 提出予定案件  
 1 一般会計予算  
 (1) 歳入歳出予算  
 ア 総括表  
 一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前額	補正額	計	財 源 内 訳							一般財源	
				特 定 財 源								
				国支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産収入	諸収入	繰入金	県 債		
保健福祉政策課	1,986,923	0	1,986,923	6,353		2,894	253	935	115,950	120,000	1,740,538	
男女参画・人権課	758,369	3,000	761,369	( 2,000 ) 280,096		3,800		200			( 1,000 ) 477,273	
医療政策課	14,611,588	282,514	14,894,102	( 280,839 ) 975,361		131,294	15,511	5,750,566	5,825,597		( 1,675 ) 2,195,773	
健康増進課	5,275,472	1,500	5,276,972	1,975,094		2,295		923	37,435		( 1,500 ) 3,261,225	
薬 務 課	135,237	11,168	146,405	( 5,040 ) 7,906		28,271	962		603		( 6,128 ) 108,663	
長寿 福祉 局	地域福祉課	6,905,002	0	6,905,002	3,946,095	385	6,628	890	3,205	259,177	12,000	2,676,622
	長寿保険課	33,859,419	6,994	33,866,413	( 1,500 ) 170,507	52,631	16,663	18,132	20,197	987,374		( 5,494 ) 32,600,909
	障がい福祉課	7,162,789	0	7,162,789	416,254	527	2,151		141,365	111,000		6,491,492
計	70,694,799	305,176	70,999,975	( 289,379 ) 7,777,666	53,543	193,996	35,748	5,917,391	7,337,136	132,000	( 15,797 ) 49,552,495	

( ) 数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

男女参画・人権課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
青少年女性対策費	55,831	3,000	58,831	① 男女共同参画推進費 (3,000) ア 男女共同参画社会啓発事業 3,000 (7) ㊦輝く阿波おんな活躍加速化事業 3,000
社会福祉総務費	187,429	0	187,429	
社会福祉施設費	337,296	0	337,296	
婦人保護費	48,297	0	48,297	
人権施策推進費	129,516	0	129,516	
男女参画・人権課合計	758,369	3,000	761,369	

医療政策課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医 薬 総 務 費	512,387	0	512,387	
医 務 費	4,434,205	282,514	4,716,719	① 医療衛生費 (282,514) ア 医療施設スプリンクラー等整備事業費 280,839
保健師等指導管理費	530,306	0	530,306	
病院事業支出金	9,134,690	0	9,134,690	
医療政策課合計	14,611,588	282,514	14,894,102	

健康増進課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
公衆衛生総務費	1,747,465	1,500	1,748,965	① 母子保健対策費 (1,500) ア 周産期医療体制確立事業費 1,500 (7)㊦命を育むお腹の赤ちゃんサポート事業 1,500
結核対策費	34,406	0	34,406	
予 防 費	1,925,084	0	1,925,084	
精神衛生費	1,535,606	0	1,535,606	
保 健 所 費	13,016	0	13,016	
医薬総務費	14,135	0	14,135	
医 務 費	5,760	0	5,760	
健康増進課合計	5,275,472	1,500	5,276,972	

薬務課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
医 薬 総 務 費	94,241	0	94,241	
薬 務 費	40,996	11,168	52,164	① 薬事生産指導費 (5,040) ア㊦薬局・薬剤師を活用した健康情報拠点推進事業費 5,040 ② 緊急薬品及び予防薬品整備対策費 (2,128) ③ 薬物乱用対策費 (4,000) ア㊦県民を守る危険ドラッグ対策緊急強化事業費 4,000
薬 務 課 合 計	135,237	11,168	146,405	

長寿福祉局 長寿保険課

(7) 一般会計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
社会福祉総務費	246,217	0	246,217	
老人福祉費	25,737,142	6,994	25,744,136	① 老人福祉運営対策費 (1,994) ② 長寿社会対策費 (2,000) ア㊦ゆかりの徳島里帰り応援事業費 2,000 ③ 要援護老人対策費 (3,000) ア 認知症対策事業費 3,000 (7)㊦認知症高齢者見守りセンター機能強化事業 3,000
国民健康保険指導費	7,799,206	0	7,799,206	
老人福祉施設費	76,854	0	76,854	
長寿保険課合計	33,859,419	6,994	33,866,413	



2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 徳島県薬事審議会設置条例等の一部を改正する条例（薬務課）

(ア) 改正の理由

薬事法の一部が改正され、再生医療等製品の特性を踏まえた規制が新設されたこと等に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。

(イ) 改正の概要

① 徳島県保健福祉関係手数料条例の一部改正

- a 再生医療等製品の販売業及び製造販売業の許可の申請に対する審査、医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査等に係る手数料を定めることとした。

別表

事 務	金 額
八十一の五 医薬品医療機器等法第四十条の五第一項の規定に基づく再生医療等製品（専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。八十一の六の項、八十二の項及び八十三の項において同じ。）の販売業の許可の申請に対する審査	29,000円
八十一の六 医薬品医療機器等法第四十条の五第四項の規定に基づく再生医療等製品の販売業の許可の更新の申請に対する審査	11,000円
八十二 医薬品医療機器等法施行令第四十五条第一項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の書換交付	2,000円
八十三 医薬品医療機器等法施行令第四十六条第一項の規定に基づく医薬品の販売業の許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品の販売業の許可証の再交付	2,900円
八十九の四 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の申請に対する審査	38,000円

事 務	金 額
八十九の五 医薬品医療機器等法第二十三条の二の三第三項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第三項の規定に基づく医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請に対する審査	28,000円
八十九の六 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第一項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第四項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の申請に対する審査	146,300円
八十九の七 医薬品医療機器等法第二十三条の二十第二項及び医薬品医療機器等法施行令第八十条第四項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査	128,900円
九十五 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の四第一項及び第八十条第四項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の書換交付	2,500円
九十六 医薬品医療機器等法施行令第四十三条の五第一項及び第八十条第四項の規定に基づく再生医療等製品の製造販売業の許可証の再交付	3,400円

- b 医療機器又は体外診断用医薬品の製造業の許可の申請に対する審査、医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売の承認を受けようとするときに受けなければならない適合性調査等に係る手数料を廃止することとした。
- c 第一種医療機器若しくは第二種医療機器又は体外診断用医薬品の製造販売業の許可の更新の申請に対する審査に係る手数料の額を改めることとした。

事 務	改正前の手数料の額	改正後の手数料の額
第一種医療機器製造販売業許可の更新	128,900円	137,900円
第二種医療機器製造販売業許可の更新	111,500円	116,500円
体外診断用医薬品製造販売業許可の更新	111,500円	116,500円

- d その他所要の改正を行うこととした。

① 徳島県薬事審議会設置条例の一部改正

a 再生医療等製品が新たに定義されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行うこととした。

改正前の所管事務	改正後の所管事務
<p>(所掌事務)                      第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事（医療機器に関する事項を含む。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議するものとする。</p>	<p>(所掌事務)                      第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、薬事（医療機器及び再生医療等製品に関する事項を含む。以下同じ。）に関する重要事項を調査審議するものとする。</p>

b その他所要の整理を行うこととした。

② 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正

a 再生医療等製品が新たに定義されたことに伴い、関係規定について所要の改正を行うこととした。

b その他所要の整理を行うこととした。

③ 徳島県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正

a 薬事法の一部改正に伴う所要の整理を行うこととした。

(ウ) 施行期日

平成26年11月25日

(2) 地方独立行政法人法に基づく業務実績評価結果について

ア 地方独立行政法人徳島県鳴門病院の平成25年度に係る業務の実績に関する評価結果について（医療政策課）

(ア) 目的

法人業務の実績について、評価すべき点や改善すべき点等を明らかにすることにより、法人業務の透明性を確保するとともに、法人業務の質の向上並びに業務運営の改善及び効率化に資することを目的とする。

(イ) 根拠法

地方独立行政法人法第28条第5項

(ロ) 評価者

別添資料のとおり

(ハ) 評価概要

別添資料のとおり